不適切なリース契約

対象受検機関	検出事項			是正を求める事項	措置の内容
公益財団法人大阪みどりのトラスト協会				ック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。	検出事項について、原因は複数の業者から見積書を徴さず、従来から取引のある業者に手続を任せたことである。 再発防止に向け、令和2年6月開催の理事会において、当協会会計規程の契約の方法に係る条項について会計規程でし、複数の者から見積書を徴することを原則とすることとして、契約の妥当性についてチェックを行うようにした。 今後は、改正後の当協会会計規程に基づき、適正な事務処理を行う。
	 名称 	科目	支払金額		
	電話機一式 残リース料	賃借料	767, 865円		

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和元年11月21日から同月22日まで)

固定資産管理の不備

対象受検機関	検出事項			是正を求める事項	措置の内容
公益財団法人大阪みどりのトラスト協会	平成30年度に支出している事業費のうち、支出内容から固定資産の取得と考えられるものについて、固定資産台帳との照合を行ったところ、以下のものが計上されていなかった。				登載し、貸借対照表上その他固定資産
	名称 	科目	取得価額	基づき、適正な事務処理を行われたい。 載すべきものはなかった。	
	地黄湿地 簡易トイレ設置工事	委託費	354, 240円		適正な事務処理を行う。
	和泉葛城山ブナ林気象観測器資材 (2セット)	消耗品費	353, 484円		
			<u> </u>		

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和元年11月21日から同月22日まで)